

○大和郡山市建設工事等の最低制限価格の算定に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和郡山市が発注する建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽管理委託等を含む。）について定める最低制限価格の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(設定範囲)

第2条 この要領に基づき最低制限価格を設定する競争入札及び随意契約は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係るもの
- (2) 建設コンサルタント業務の委託契約に係るもの
- (3) 測量業務の委託契約に係るもの
- (4) 地質調査業務の委託契約に係るもの
- (5) 建築設計業務の委託契約に係るもの
- (6) 補償コンサルタント業務の委託契約に係るもの
- (7) 植栽管理委託等業務の委託契約に係るもの

(算定方法)

第3条 建設工事及び建設工事に伴う委託業務の最低制限価格の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の通知又は随意契約の見積の依頼を行う建設工事並びに建設工事に伴う委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の通知又は随意契約の見積の依頼を行う建設工事並びに建設工事に伴う委託業務から適用する。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の通知又は随意契約の見積の依頼を行う建設工事並びに建設工事に伴う委託業務から適用する。

### 別表（第3条関係）

#### (1) 建設工事の請負契約に係るもの

算定方法は、予定価格の $7/10 \sim 9/10$ の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \{ (\text{直接工事費の95\%}) + (\text{共通仮設費の90\%}) + (\text{現場管理費の80\%}) + (\text{一般管理費の30\%}) \} \times (105/100) / (\text{予定価格})$$

##### ① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格 = 「直接工事費の95%」 + 「共通仮設費の90%」 + 「現場管理費の80%」 + 「一般管理費の30%」 (※千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 105/100$$

##### ② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額)  $\times 7/10$  (※千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 105/100$$

##### ③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 「入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額)」  $\times 9/10$  (※千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 105/100$$

#### (2) 建設コンサルタント業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の $6/10 \sim 8/10$ の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \{ (\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{技術経費の60\%}) + (\text{諸経費の60\%}) \} \times (105/100) / (\text{予定価格})$$

ただし、平成23年度設計業務等標準積算基準書 (奈良県土木部) 及び設計業務等標準積算基準書 - 参考資料 (奈良県土木部) に基づく積算基準により積算された業務については、次のとおりとする。

$$\alpha = \{ (\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{その他原価の90\%}) + (\text{一般管理費の30\%}) \} \times (105/100) / (\text{予定価格})$$

①  $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$  の場合は、

最低制限比較価格 = 「直接人件費の額」 + 「直接経費の額」 + 「技術経費の60%」 + 「諸経費の60%」 (※千円未満切り捨て)

ただし、平成23年度設計業務等標準積算基準書 (奈良県土木部) 及び設計業務等標準積算基準書-参考資料 (奈良県土木部) に基づく積算基準により積算された業務については、次のとおりとする。

最低制限比較価格 = 「直接人件費の額」 + 「直接経費の額」 + 「その他原価の90%」 + 「一般管理費の30%」 (※1万円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格  $\times 105/100$

②  $6/10 > \alpha$  の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額)  $\times 6/10$  (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格  $\times 105/100$

③  $8/10 < \alpha$  の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額)  $\times 8/10$  (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格  $\times 105/100$

(3) 測量業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の  $6/10 \sim 8/10$  の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha = \{ ( \text{直接測量費の額} ) + ( \text{測量調査費の額} ) + ( \text{諸経費の40\%} ) \} \times ( 105/100 )$   
 $/ ( \text{予定価格} )$

①  $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$  の場合は、

最低制限比較価格 = 「直接測量費の額」 + 「測量調査費の額」 + 「諸経費の40%」 (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格  $\times 105/100$

②  $6/10 > \alpha$  の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額)  $\times 6/10$  (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格  $\times 105/100$

③  $8/10 < \alpha$  の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×8/10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105/100

(4) 地質調査業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha = ( \{ (直接調査費の額) + (間接調査費の90\%) + (解析等調査業務の75\%) + (諸経費の40\%) \} \times (105/100) ) / (予定価格)$

①  $2/3 \leq \alpha \leq 8.5/10$  の場合は、

最低制限比較価格＝「直接調査費の額」＋「間接調査費の90%」＋「解析等調査業務の75%」＋「諸経費の40%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105/100

②  $2/3 > \alpha$  の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×2/3（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105/100

③  $8.5/10 < \alpha$  の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×8.5/10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105/100

(5) 建築設計業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha = ( \{ (直接人件費の額) + (特別経費の額) + (技術料等経費の60\%) + (諸経費の60\%) \} \times (105/100) ) / (予定価格)$

①  $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$  の場合は、

最低制限比較価格＝「直接人件費の額」＋「特別経費の額」＋「技術料等経費の60%」＋「諸経費の60%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105/100

②  $6/10 > \alpha$  の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×6/10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105／100

③ $8/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）× $8/10$ （※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105／100

(6) 補償コンサルタント業務の委託契約

算定方法は、予定価格の $6/10 \sim 8/10$ の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha = \{ (\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{その他原価の90\%}) + (\text{一般管理費等の30\%}) \} \times (105/100) / (\text{予定価格})$

① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$ の場合は、

最低制限比較価格＝「直接人件費の額」＋「直接経費の額」＋「その他原価の90%」＋「一般管理費等の30%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105／100

② $6/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）× $6/10$ （※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105／100

③ $8/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）× $8/10$ （※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105／100

(7) 植栽等維持管理業務の委託契約

算定方法は、予定価格の $7/10 \sim 9/10$ の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha = \{ (\text{直接工事費の95\%}) + (\text{共通仮設費の90\%}) + (\text{現場管理費の80\%}) + (\text{一般管理費の30\%}) \} \times (105/100) / (\text{予定価格})$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格＝「直接工事費の95%」＋「共通仮設費の90%」＋「現場管理費の80%」＋「一般管理費の30%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105／100

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7/10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105/100

③9/10<αの場合は、

最低制限比較価格＝「入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）」×9/10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×105/100